

平成 25 年 第 3 回 定例会

枚方寝屋川消防組合議会会議録

平成 25 年 12 月 24 日開・閉会

枚方寝屋川消防組合議会

平成25年第3回定例会 枚方寝屋川消防組合議会会議録目次

出席議員	1
地方自治法第121条による出席者	1
議事日程・会議に付した事件	2
開会（午前10時00分）	3
竹内脩管理者開会のあいさつ	3
諸般の報告	5
議事日程の報告	6
報告第3号 専決事項の報告について	6
分林新吾寝屋川消防署長の提案理由の説明	6
認定第1号 平成24年度枚方寝屋川消防組合歳入歳出決算の認定について	7
福井会計管理者の提案理由の説明	7
木村亮太議員の質疑	10
丹羽隆総務部長の答弁	11
認定第1号採決	12
議案第15号 平成25年度枚方寝屋川消防組合補正予算（第2号）について	12
丹羽隆総務部長の提案理由の説明	12
石村淳子議員の討論	13
議案第15号採決	14
議案第16号 枚方寝屋川消防組合消防職員給与条例の一部改正について	14
丹羽隆総務部長の提案理由の説明	14
田中久子議員の討論	15
議案第16号採決	16
議案第17号 枚方寝屋川消防組合火災予防条例の一部改正について	16
山本秀行予防部長の提案理由の説明	16
議案第17号採決	17
一般質問	17
前田富枝議員の質問	17
住宅用火災警報器設置後の注意喚起について	
山本秀行予防部長の答弁	18
前田富枝議員の再質問	18
住宅用火災警報器設置の啓発活動について	
山本秀行予防部長の答弁	18
前田富枝議員の再質問	19
住宅用火災警報器設置の啓発活動の促進について(要望)	
竹内脩管理者閉会のあいさつ	19
山崎菊雄議長閉会のあいさつ	20
閉会（午前11時00分）	20

平成 25 年 12 月 24 日（火）

平成 25 年 第 3 回 定例会

枚方寝屋川消防組合議会会議録

平成25年第3回枚方寝屋川消防組合議会定例会会議録

平成25年12月24日（火）

出席議員（16名）

1番	井川 晃一	7番	田中 久子	13番	前田 富枝
2番	石村 淳子	8番	千葉 清司	14番	宮本 正一
3番	岡林 薫	9番	野々下 重夫	15番	村上 順一
4番	北川 光昭	10番	野村 生代	16番	山崎 菊雄
5番	木村 亮太	11番	福留 利光		
6番	高橋 伸介	12番	藤田 幸久		

地方自治法第121条による出席者

管理者	竹内 脩	枚方消防署長	荒木 秀隆
副管理者	馬場 好弘	枚方東消防署長	角石 信宏
副管理者	奥野 章	寝屋川消防署長	分林 新吾
会計管理者	福井 宏志	総務部 参事	古川 昌純
消防長	岡本 治康	警防部 参事	宮崎 洋道
消防次長	藤中 明広	予防部 参事	幸 徹
消防次長兼警防部長	古川 逸郎	枚方市市民安全部長	佐藤 伸彦
総務部長	丹羽 隆	寝屋川市理事兼危機管理監	
予防部長	山本 秀行		久本 歩

議 事 日 程（平成25年12月24日 午前10時00分開会）

- | | | |
|------|--------|------------------------------|
| 日程第1 | | 会期の決定について |
| 日程第2 | 報告第3号 | 専決事項の報告について |
| 日程第3 | 認定第1号 | 平成24年度枚方寝屋川消防組合歳入歳出決算の認定について |
| 日程第4 | 議案第15号 | 平成25年度枚方寝屋川消防組合補正予算（第2号） |
| 日程第5 | 議案第16号 | 枚方寝屋川消防組合消防職員給与条例の一部改正について |
| 日程第6 | 議案第17号 | 枚方寝屋川消防組合火災予防条例の一部改正について |
| 日程第7 | 一般質問 | |

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第7まで

消防組合議会事務局職員出席者

事務局長 足立 隆 儀

(午前10時00分)

○議長（山崎菊雄君） おはようございます。

本日は、枚方寝屋川消防組合議会を招集させていただきましたところ、年末何かとご多用にもかかわらず、ご出席いただきましてありがとうございます。

それでは、ただいまから、平成25年第3回枚方寝屋川消防組合議会定例会を開会いたします。

最初に、管理者のあいさつをお受けします。竹内管理者。

○管理者（竹内脩君）おはようございます。

本日は、平成25年第3回枚方寝屋川消防組合議会定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様には、両市議会終了後の大変お忙しい中にもかかわらず、早朝よりご出席を賜り、誠にありがとうございます。

さて、今年も残すところわずかとなり、火災が起こりやすい時期を迎え、本消防組合では、12月1日から歳末警戒に入り、20日からは体制を一層強化し、昼夜にわたり特別警戒を実施いたしております。

また、不特定多数の方が利用し、混雑が予想される大型量販店等を対象に特命の立入検査を実施し、利用者の安全確保と防火管理の強化に努めているところです。

市民の皆様には、健やかな新年を迎えていただくためにも、引き続き気を引き締めながら、警戒・予防活動に取り組んでまいります。

今年も国内外で数多くの災害が発生し、多くの尊い命と財産が失われました。

9月に発生した台風18号では、8月30日から運用が開始されたばかりの「大雨特別警報」が初めて発令されるなど、近畿各地に甚大な被害をもたらされました。

枚方・寝屋川両市においても、記録的な豪雨に加えて、上流で降った大雨により河川が増水したことなどもあり、管内の広い範囲にわたって大きな被害が発生しました。

今後も、地球温暖化の影響により、台風の大型化や豪雨、竜巻など異常気象による災害がますます増加することが予想されます。

今年10月に大阪府内の被害想定が発表された南海トラフ巨大地震をはじめ、様々な自然災害に備えていくためにも、市や消防団等との連携を強化しながら、防災・減災対策に取り組んでまいります。

一方、万が一の際、地域で助け合う共助が大きな力を発揮することは、度重なる震災の教訓からも明らかです。

こうしたことから、昨年設置しました地域防災向上センターでは、小学校区を単位としたコミュニティだけではなく、自治会等を対象に防火・防災・減災に係る講習・指導をはじめ、家具転倒防止や住宅用火災警報器の相談などを行う出前講座を今年度からスタートさせ、より地域に密着した活動を展開し、安全で安心して暮らせるまちづくりに努めているところです。

右肩上がりが増加する救急件数につきましては、今年すでに3万件を超え、昨年の件数を上回る状況となっています。

そうした中で、昨年4月に寝屋川消防署秦出張所に救急ステーションを開設したことにより、同所管内では、前年と比較して救急車の現場到着時間が1分程度短縮され、また、寝屋川市域だけではなく枚方市域においてもその効果が顕著となっています。

今後も増加に歯止めがかからない救急需要に対して様々な対策や工夫を講じながら、救急車の適正利用の促進や救命率の向上など救急体制の充実強化に努めてまいります。

火災予防対策といたしまして、今年2月の長崎市の認知症高齢者グループホーム火災や10月の福岡市の整形外科医院の火災、8月の福知山市の花火大会での火災では、それぞれ多数の死傷者が発生する痛ましい事故となり、本消防組合では、発生直後にそれぞれ管内の類似・関係施設の立入検査を実施し、適切な指導に努めてきたところです。

今後も防火対象物の防火管理の徹底や違反是正の取り組みを進めていくとともに、住宅用火災警報器の設置促進とその維持管理指導など住宅防火対策を推進しながら、火災予防・保安体制の整備に努めてまいります。

さて、当初の予定では、この度の定例会において新消防本部庁舎建設に係る工事請負契約の締結に関する議案を提案させていただく運びとなっておりましたが、分離発注のうち建築工事に係る2回の入札がそれぞれ不調となり、議員の皆様にご心配をおかけしているところです。

入札不調の原因につきましては、該当全事業者に対するアンケート調査が行われていますが、昨今の社会経済情勢の変化による労務単価や資材単価等の急激な高騰が大きな原因であると推測されますことから、積算価格を最新のものに見直す作業を行うなど、現在、委託先の枚方市において3回目の入札事務が進められているところです。

こうした状況の下、庁舎建設の工事期間が平成27年度当初にかかる見込みとなりま

すことから、本日、上程させていただいている平成25年度補正予算の議案におきまして、給与等の減額による減額補正に加え、新消防本部庁舎建設に係る債務負担行為の期間の延長を提案させていただくものでございます。

なお、消防情報システム及び消防救急デジタル無線等につきましては、平成27年4月の運用開始を原則として工事を進めていきたいと考えておりますので、議員の皆様には、ご理解、ご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

また、この度の入札が順調に進んだ場合、正副議長と調整を図りながら、来年2月中旬以降に消防組合議会臨時会を開催させていただき、仮契約中の電気設備工事と機械設備工事を併せて契約締結の議案を提案させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

このように、本消防組合では、様々な課題を抱えている中で、それぞれの事業の進捗状況等につきましては、今後も全員協議会等を活用し、議員の皆様にも適宜ご報告させていただきながら、市民から信頼される消防行政の確立と市民の安全確保に一層の努力を重ねてまいります。

本日は、平成25年度補正予算以外に専決事項の報告、平成24年度消防組合歳入歳出決算の認定、2件の条例改正の議案を提案させていただいておりますので、何とぞ、よろしくご審議の上、ご認定、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

本年は、消防組合議会定例会に加え、臨時会を3回開催させていただくことになり、議員の皆様のご労苦に深く感謝申し上げますとともに、議員の皆様におかれましては、引き続き、温かいご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。開会のごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（山崎菊雄君） 管理者のあいさつが終わりました。

次に、事務局から諸般の報告をさせます。

○事務局長（足立隆儀君） ご報告申し上げます。

本日の会議のただ今の出席議員は16名、全員出席でございます。

次に、例月現金出納検査の結果でございますが、平成25年度9月分及び10月分をお手元に配付しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（山崎菊雄君） ただいま報告させましたとおり、出席議員は定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

会議規則第70条に基づき会議録の署名議員を議長において指名いたします。

10番 野村議員、14番 宮本議員

以上のとおりであります。よろしくお願いいたします。

次に、事務局から議事日程の報告をさせます。

○事務局長（足立隆儀君） 議事日程

- 日程第1 会期の決定について
- 日程第2 報告第3号 専決事項の報告について
- 日程第3 認定第1号 平成24年度枚方寝屋川消防組合歳入歳出決算の認定について
- 日程第4 議案第15号 平成25年度枚方寝屋川消防組合補正予算第2号
- 日程第5 議案第16号 枚方寝屋川消防組合消防職員給与条例の一部改正について
- 日程第6 議案第17号 枚方寝屋川消防組合火災予防条例の一部改正について
- 日程第7 一般質問

以上です。

○議長（山崎菊雄君） ただいまの議事日程により、本日の会議を進めてまいります。

それでは初めに、日程第1 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本議会の会期は、本日1日といたしたいと思えます。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山崎菊雄君） 異議なしと認め、会期は本日1日といたします。

次に、日程第2 報告第3号 地方自治法第180条に基づく専決事項の報告についてを議題といたします。

専決第3号 損害賠償の額を定めることについての提案理由の説明を求めます。

分林寝屋川消防署長。

○寝屋川消防署長（分林新吾君） 只今、上程いただきました報告第3号 専決事項の報告につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

本件は、地方自治法第292条において準用する同法第180条第1項の規定に基づき、専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により、ご報告させていただくものでございます。

それでは恐れ入りますが、議案書 2 ページをお開き願います。

事故の概要といたしましては、平成25年10月27日日曜日 9 時45分頃、消防訓練を終了した寝屋川消防署タンク車が帰署に向かうため、寝屋川市香里新町27番16号のアクアショップ・グッディ店舗前から右にハンドルを切りながら約 2 m 程度車両を前進させた際、車両後部左側上部のサーチライト枠部分を当該店舗入り口上部に取り付けられておりましたアーチ型テントに接触させ、テント布部分を損傷させたものでございます。

なお、当方消防車両に損傷はございませんでした。

事故の原因につきましては、乗車時における車両周囲の確認不足や大型車両の特性であるハンドルを大きく切った際に車体が外へ振り出すオーバーハングの認識が不十分であったために発生した事故でございます。

損害賠償につきましては、平成25年11月29日に示談が整い、当方側にすべて過失があることから、13万6,500円を相手方の大石新二氏に対して支払ったものでございます。

参考資料としまして、3 ページに物件損害に関する承諾書、4 ページに事故現場の付近見取図等を添付しておりますのでご参照ください。

ご迷惑をおかけいたしました関係者に深くお詫び申し上げます。

事故後、直ちに同様の事故が発生しないように、全職員に対し各車両の特性の把握に努めるよう指導したところであり、今後も安全運転研修などを通じて職員の意識啓発を行い、交通事故の防止に努めてまいりますのでよろしくお願い申し上げます。

○議長（山崎菊雄君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山崎菊雄君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

以上をもって、日程第 2 報告第 3 号の専決事項の報告を終結いたします。

次に、日程第 3 認定第 1 号 平成24年度枚方寝屋川消防組合歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福井会計管理者。

○会計管理者（福井宏志君） 只今、上程いただきました認定第 1 号 平成24年度枚方寝屋川消防組合歳入歳出決算の認定につきまして、地方自治法第292条において準用する同法第233条第 3 項の規定により、監査委員のご意見を付しまして議会の認定をお願い

いするものでございます。

平成24年度を振り返りますと、8月に枚方・寝屋川両市を襲いました記録的なゲリラ豪雨により、市内各地で床上・床下浸水の被害が発生し、市民生活に重大な影響を及ぼしました。

一方、年々増加する救急需要に対応するため、本消防組合では、4月に秦救急ステーションの運用を開始するとともに、10月には地域防災向上センターを設置し、今まで以上に地域に密着した防火防災対策の推進に取り組んでまいりました。

今後も、厳しい財政状況が予測される中で、消防の使命を果たすために、柔軟な組織体制の構築と効率的・効果的な業務執行に努めてまいります。

では、お手元の歳入歳出決算書に基づきご説明申し上げます。決算書の5ページをお開きください。

収入済額の最下段、歳入合計は74億6,568万8,264円、続きまして7ページの支出済額の最下段、歳出合計は73億8,227万5,042円で、歳入歳出差引残額は8,341万3,222円でございます。

32ページをお開きください。

実質収支でございますが、継続費など翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は8,341万3千円の黒字となりました。なお、歳入歳出予算現額に対する執行率は、歳入100.1%、歳出99.0%でございます。

続きまして、歳入歳出決算事項別明細書によりご説明を申し上げます。

12ページをお開きください。

まず、歳入関係ですが、第1款 分担金及び負担金は69億5,606万6千円で、組合構成両市からの負担金として、枚方市41億7,518万9千円、寝屋川市27億8,087万7千円を収入したものでございます。

次に、第2款 使用料及び手数料は951万7,600円で、主に、危険物許認可手数料でございます。

第3款 国庫支出金は2,096万4千円で、その内容としまして、第1項 国庫補助金は、渚出張所に配備いたしました災害対応特殊化学消防ポンプ自動車1台の購入にかかる緊急消防援助隊設備整備費等補助金でございます。

14ページをお開き願います。

第4款 府支出金は1,339万5,237円で、その内容としまして、第1項 府負担金は、

府立消防学校への教官派遣職員1名の人件費相当分の職員派遣府負担金778万2,237円で、第2項 府補助金は、消防用ヘリコプター運営費補助の常備消防費府補助金561万3千円でございます。

第5款 財産収入400万円は、平成18年に廃止しました消防音楽隊の楽器の売却による収入でございます。

第6款 寄附金の歳入はございません。

第7款 諸収入は1,944万661円でございます。

16ページをお開きください。

第1項 組合預金利子902円と、第2項は、平成24年度から構成両市へ派遣しております再任用職員の人件費相当の収入、防火管理講習会の受講料、地方公務員災害補償基金還付金などの雑入を合わせまして、1,943万9,759円でございます。

第8款 組合債3億4,370万円は、消防車両購入、新消防本部庁舎実施設計及び秦出張所改築工事に係る消防防災施設整備事業債でございます。

第9款 繰越金9,860万4,766円は、平成23年度からの繰越金でございます。

以上、最下段の歳入合計は74億6,568万8,264円でございます。

次に、歳出関係についてご説明申し上げます。

18ページをお開きください。

第1款 議会費269万4,408円は、議会運営に要した費用で、予算現額に対する執行率は72.6%でございます。

第2款 総務費は95万6,997円で、予算現額に対する執行率は64.6%でございます。主な内容といたしましては、特別職報酬として61万2千円、20ページをお開きください。公平委員会委員報酬として18万6千円、監査委員報酬として14万5,442円などがございます。

第3款 消防費は71億75万4,994円で、予算現額に対する執行率は99.1%となっております。主な内容といたしまして、

第1目 常備消防費66億4,407万7,415円につきましては、非常勤職員報酬として882万円、23ページをお開きください。消防職員の人件費関係として給料26億804万3,678円、職員手当等25億6,454万3,735円、共済費が8億7,195万9,103円、25ページに移りまして、臨時職員の賃金として651万7,830円などがございます。

続きまして、需用費では、消耗品費、燃料費、光熱水費及び修繕料などで、2億806

万657円、27ページに移りまして、役務費は、通信運搬費や各種機器等の保守検査手数料として4,694万7,227円でございます。

委託料につきましては、消防情報システムの保守及び消防総務事務等業務委託にかかる費用1億6,817万774円です。使用料及び賃借料は、消防情報システム機器などの借上げや防災気象情報送受信料及び位置情報通知システム利用料など5,100万5,947円でございます。

備品購入費は、消防、救急、救助の各隊が使用します空気呼吸器用ボンベや携帯無線機などの機械器具の購入費用2,710万3,042円でございます。

負担金、補助及び交付金は、枚方市からの派遣職員の人件費負担金、救急あんしんセンターおおさか運営費及び消防用ヘリコプター運営費負担金、北河内救急業務連絡協議会負担金などで7,064万9,923円でございます。

次に第2目 消防施設費は4億5,667万7,579円で、この主な内容は、29ページをお開きください。新消防本部庁舎建築に係ります実施設計の委託料で1,935万5,700円、3出張所の屋上防水等工事、秦出張所改築工事、中宮出張所発電機設置工事などの工事請負費で9,369万7,275円、はしご車、化学車、ポンプ車、高規格救急車を各1台、事務連絡車等3台、合わせて7台の消防車両を購入した備品購入費3億3,232万2,900円などがございます。

次に、第4款 公債費は2億7,786万8,643円で、予算現額に対する執行率は、100%でございます。この内容は、地方債の元利償還金でございます。

以上、最下段の歳出合計は73億8,227万5,042円でございます。

なお、33ページから38ページまでの財産に関する調書につきましては、勝手ながら説明は省略させていただきます。

以上、簡単な説明でございますが、平成24年度枚方寝屋川消防組合歳入歳出決算の認定につきましての提案理由の説明とさせていただきます。

添付いたしております決算審査意見書並びに決算に関する主要な施策の成果をご参照くださいまして、ご審議の上、ご認定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（山崎菊雄君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。木村議員。

○5番（木村亮太君） ただ今上程されました、日程第3 認定第1号平成24年度枚方寝屋川消防組合歳入歳出決算の認定について、1点お伺いをいたします。

歳入歳出決算書の34ページ、財産のところ記載がある星丘官舎跡地について、これまでの経過と現状、そして今後についてお伺いをいたします。

○議長（山崎菊雄君） 質問が終わりました。答弁を求めます。丹羽総務部長。

○総務部長（丹羽隆君） 星丘官舎跡地についてお答え申し上げます。

星丘官舎跡地の経過につきましては、昭和25年3月24日に消防官舎として土地建物を取得し職員寮として使用してまいりましたが、昭和54年12月から入寮者もなく建物の老朽化により、昭和57年に建物を解体し更地の状態で管理しております。

その後、土地の有効活用を考えていく中で、大規模災害対策としまして、平成19年に消防緊急活動用資機材倉庫としての活用を検討しましたが、平成20年10月に伊加賀出張所の機能を見直したことに伴い、同所において、その機能・役割を果たしているところでございます。

今後につきましては、現在取り組んでいます新消防本部庁舎建設、消防情報システム及び消防救急デジタル無線整備に多額の経費を要することから、土地の売却も視野に入れながら検討していきたいと考えております。

○議長（山崎菊雄君） 答弁が終わりました。再質問はありませんか。木村議員。

○5番（木村亮太君） 要望だけ述べさせていただきます。

更地になって30年以上が経っているということもありますし、また今年は楽器の売却もありました。どこかで決断をしないといけないと思いますので、売却も含めて有効活用を要望しておきます。

また、入札や積算に関しては、覚書を交わして構成市に事務委託をしているという風にも伺っておりますので、構成市とも連携して売却も含めた活用をしていただけますよう要望して終わりとさせていただきます。

○議長（山崎菊雄君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山崎菊雄君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山崎菊雄君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。本件は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（山崎菊雄君） ご異議なしと認め、原案のとおり認定することに決しました。

次に、日程第4 議案第15号 平成25年度枚方寝屋川消防組合補正予算第2号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。丹羽総務部長。

○総務部長（丹羽隆君） ただ今、上程いただきました 議案第15号 平成25年度枚方寝屋川消防組合補正予算第2号の提案理由のご説明を申し上げます。

本補正予算の主な内容としましては、枚方寝屋川消防組合議会の議員報酬、非常勤の職員の報酬及び費用弁償の特例に関する条例及び枚方寝屋川消防組合消防職員の給与の特例に関する条例を制定し、平成25年11月1日から施行したことに伴い、消防組合管理者及び副管理者の報酬並びに消防職員の給与の減額補正をお願いするものでございます。

また、新消防本部庁舎建設につきまして、分離発注のうち建築工事に係る2回の入札が不調に終わり、工事期間が平成27年度当初にかかる見込みとなりますことから、債務負担行為の期間延長をお願いするものでございます。

それでは恐れ入りますが、議案書6ページをお開き願います。

第1条 歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ1億669万7千円を減額し、補正後の総額を74億4,447万5千円とするものでございます。

補正内容につきまして、歳入歳出補正予算事項別明細書に基づきましてご説明申し上げます。10ページをお開き願います。

まず、歳入の補正でございますが、第1款 分担金及び負担金、第1項 負担金について、1億635万5千円の減額をお願いするものでございます。

内訳といたしまして、枚方市6,360万9千円、寝屋川市4,274万6千円の減額でございます。

続きまして、第6款 諸収入、第2項 雑入を、34万2千円減額するものでございます。これは、本消防組合から両市へ派遣しています職員3名分の人件費相当額の減額でございます。

次に歳出についてご説明申し上げます。12ページをお開き願います。

第2款 総務費、第1項 総務管理費を、4万7千円減額するものでございます。これは、報酬の減額でございます。

続きまして、第3款 消防費、第1項 消防費を1億665万円減額するものでございます。これは、給料では7,547万3千円、職員手当等では1,606万5千円、共済費では1,512万2千円、それぞれ減額するものでございます。16ページから22ページにかけて補正予算給与費明細書及び26ページに参考資料をそれぞれ添付させていただいておりますので、あわせてご参照いただきたいと思います。

恐れ入りますが、6ページにお戻り願います。

第2条 債務負担行為の補正につきまして、別表によりご説明申し上げます。

7ページをご覧願います。

第2表 債務負担行為補正のとおり、新消防本部庁舎建設工事につきまして、期間を平成26年度のところを平成26年度から平成27年度までに変更させていただくもので、限度額の変更はございません。

なお、24ページ及び25ページに債務負担行為に関する調書を添付しておりますのでご参照願います。

以上、甚だ簡単な説明でございますが、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山崎菊雄君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山崎菊雄君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。石村副議長。

○副議長（石村淳子君） ただ今上程されました議案第15号 平成25年度枚方寝屋川消防組合補正予算第2号について反対討論を行います。

今回の補正予算は、第3回臨時議会で上程されました枚方寝屋川消防組合職員の給与の特例に関する条例が制定されたことに伴い、本年11月から来年3月までの5ヶ月間の給与削減を行うものです。

国の特例法と同様に、地方交付税を使って地方公務員の給与削減を強要することは地方自治を歪めるものであり、労使交渉権のない消防職員にまで広げたことは納得できるものではありません。

また、市民の命と安全を守る先頭に立って働く消防職員が果たす役割は、火災や救急活動だけではなく、近年の震災や台風、浸水被害など、益々大きなものがあり、そ

の役割を果たすためにも給与と労働条件の改善が必要です。

しかし、今回の給与減額は一人当たり15万4,800円で、月平均にすると3万1千円の減額となります。4月分の減額分も含めると、来年4月から消費税増税が実施される中、消防職員の家計に及ぼす影響は大変大きなものがあります。デフレ不況を脱却する決め手は賃金引上げと雇用の改善です。

よって今回の給与削減による補正予算は認められないと申し上げ、反対討論いたします。

○議長（山崎菊雄君） 討論が終わりました。他に討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山崎菊雄君） 他に討論なしと認め、討論を終結いたします。反対の意見がありましたので、採決の方法は起立により決したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山崎菊雄君） ご異議なしと認め、本件を採決いたします。原案に賛成の議員の起立を求めます。

起立多数であります。よって、議案第15号 平成25年度枚方寝屋川消防組合補正予算第2号は原案のとおり決することにいたします。

次に、日程第5 議案第16号 枚方寝屋川消防組合消防職員給与条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。丹羽総務部長。

○総務部長（丹羽隆君） ただ今、上程いただきました議案第16号 枚方寝屋川消防組合消防職員給与条例の一部改正につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の27ページをお開きください。

本議案は、地方自治法第292条において準用する同法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

本案は、人事院勧告に基づく国家公務員の高齢層職員の昇給抑制措置の実施状況等を踏まえ、本消防組合でも同様の措置を講ずるため、本条例の一部を改正するものでございます。

恐れ入りますが、議案書の28ページをお開きください。

本条例の改正文でございりますが、条文の朗読を省略させていただきまして、改正内容について29ページの新旧対照表によりご説明いたします。

第8条第2項については、他の条文との整合性を図るため、字句の整備を行ったものでございます。

第3項が今回の改正の軸となる部分で、55歳を超える職員については、原則として昇給を行わないこととするものでございます。

第5項は、国及び構成両市の規定に準じて、新たに加えたものでございます。

第6項は、第2項と同様に字句の整備を行ったものでございます。

恐れ入りますが、議案書の27ページにお戻り願います。

附則としまして、施行日を平成26年1月1日とするものでございます。

なお、本条例の一部改正により、今年度の昇給停止対象者は27人で、その効果額は約14万円でございます。

以上、甚だ簡単な説明ではございますが、よろしくご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（山崎菊雄君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山崎菊雄君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。田中議員。

○7番（田中久子君） ただ今上程されました議案第16号 枚方寝屋川消防組合消防職員給与条例の一部改正について反対討論をします。

本議案は人事院勧告に基づく国家公務員の高年齢層職員昇給抑制措置の実施状況等を踏まえ、55歳を超える職員の昇給抑制を実施するためとされています。地方公務員の給与、労働条件は、労使合意に基づき、議会の議決を経て決定されるものです。

枚方寝屋川消防組合職員の給与を決める上で、その前提となる構成両市での給与決定についてです。

寝屋川市では労使合意を経て、市が市議会に同趣旨の議案を提案し、議決されています。しかし、枚方市では同趣旨の議案は提出されておらず、当然のことながら議決されていません。

両市の足並みが揃っていない中で、2市で構成する消防組合職員の給与の削減を行うことは容認できません。

消防職員は職員団体がなく、給与について交渉することができず、このような形で

給与の削減を行うことは問題であり、本議案には反対いたします。

以上です。

○議長（山崎菊雄君） 田中議員の討論が終わりました。他に討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山崎菊雄君） 他に討論なしと認め、討論を終結いたします。反対の意見がありましたので、採決の方法は起立により決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山崎菊雄君） ご異議なしと認め、本件を採決いたします。原案に賛成の議員の起立を求めます。起立多数であります。よって、議案第16号 枚方寝屋川消防組合消防職員給与条例の一部改正については議案のとおり決することにいたします。

次に、日程第6 議案第17号 枚方寝屋川消防組合火災予防条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。山本予防部長。

○予防部長（山本秀行君） ただ今、上程いただきました議案第17号 枚方寝屋川消防組合火災予防条例の一部改正について、提案理由のご説明を申し上げます。

恐れ入りますが議案書30ページをお開き願います。

本議案は、地方自治法第292条において準用する同法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

今回の改正は、消防法施行令及び建築基準法施行令の改正に伴い、規定の整理を行ったもので、本文の改廃等は行っておらず、条項の改正を行ったものでございます。

本条例の改正文でございますが、条文の朗読を省略させていただき、改正内容につきまして参考資料の新旧対照表によりご説明いたします。

恐れ入りますが、議案書32ページをご覧ください。

第29条の3第1項第2号中第13条の3第1号を第13条第1号に改め、さらに、第29条の4第4項中第37条第7号から第7号の3までを第37条第4号から第6号までに改めるものでございます。

恐れ入りますが、議案書31ページにお戻り願います。

附則としまして、施行期日を施行日にあわせ、平成26年4月1日とするものでございます。

以上、甚だ簡単な説明ではございますが、よろしくご審議の上、ご可決賜りますよ

うお願い申し上げます。

○議長（山崎菊雄君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山崎菊雄君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山崎菊雄君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山崎菊雄君） ご異議なしと認め、本件は原案のとおり決することにいたします。

次に、日程第7 一般質問を行います。

一般質問については、前田議員から通告がありましたので、質問を許します。

前田議員。

○13番（前田富枝君） 質問の機会を与えていただきましてありがとうございます。

住宅用火災警報器設置後の注意喚起について質問をさせていただきます。

12月に入り、寒さが益々厳しくなると、住宅火災による死亡事故などが多く発生します。

住宅火災による死傷者の約6割近くが65歳以上の高齢者であり、そのうち6割以上が逃げ遅れによるものだというので法改正が行われ、住宅用火災警報器の設置義務化がなされました。

そして、先の全員協議会におきまして、本年6月現在、本消防組合管内の推計設置率は、およそ8割だとの説明をお聞きしました。

万が一に備えて設置していただくことは必要なことだと思っています。しかし、付いているから安心ということではございません。付けていてもきちんと作動しなければ、なんの意味もありません。

そこで、既に火災警報装置を設置されている方に、その後の取扱いについて、どのようなことに注意が必要なのか、また、消防本部としての取り組みについてお聞きを

いたします。

○議長（山崎菊雄君） 質問が終わりました。答弁を求めます。山本予防部長。

○予防部長（山本秀行君） 平成16年6月の消防法改正により、枚方寝屋川消防組合火災予防条例の改正を行い、新築住宅については平成18年6月1日から、既存の住宅にあっては平成23年6月1日から住宅用火災警報器の設置を義務づけ、設置促進に主眼を置いて普及啓発に努めてまいりましたところ、本消防組合の推計設置率が本年6月現在で82.5パーセントとなりました。

今後においては、特に、電池切れによる作動不良や設置場所の環境による誤作動等が増加することが考えられます。

また、設置されている機種により、電池寿命や交換方法、作動点検の方法も異なりますので、設置後の適正な維持管理や点検方法等についても周知していくことが重要な課題となり、具体的な情報を分かり易く示した啓発をしていく必要があると考えております。

○議長（山崎菊雄君） 答弁が終わりました。再質問はありませんか。前田議員。

○13番（前田富枝君） ご答弁いただきましてありがとうございます。

設置していただいている市民の方には、点検方法等の周知を行っていかなくてはならないというご認識だということですが、未設置の住宅、約2割に対する設置促進も含めて、今後、どの様な啓発活動を行っていかれるお考えなのか具体的にお聞かせ下さい。

○議長（山崎菊雄君） 答弁を求めます。山本予防部長。

○予防部長（山本秀行君） 前田議員の2回目のご質問にお答えいたします。

約2割の住宅用火災警報器の未設置住宅に対しましては、住宅用火災警報器を設置していたことにより、被害を最小限に食い止めることができたと考えられる事例も徐々に増えてきており、これらの奏功事例を市民に分かりやすく説明するとともに、住宅用火災警報器が火災から命を守る切り札であることを知っていただき、設置促進に向けたきめ細やかな取り組みを行っていく予定でございます。

また、新たな対応策といたしまして、各署警備課の消防隊の職員を中心に実施しております一般家庭防火診断による戸別訪問に加え、本年6月から地域防災向上センターで開始いたしました出前講座や、出張所ごとに行っております管轄区域での消防訓練及び自主防災組織の訓練など、あらゆる機会を活用し啓発活動を展開してまいりま

す。

さらに維持管理や点検及び設置促進のためのリーフレットを作成し、全戸配付することについても検討させていただき、組織一丸となって、普及啓発を推し進めてまいります。

○議長（山崎菊雄君） 答弁が終わりました。再質問はありませんか。前田議員。

○13番（前田富枝君） 火災をはじめとする災害時において、お年寄りや、幼い子供たちが被害に遭われるニュースを見るたびに心が痛みます。

1日も早く、市内、全住宅に住宅用火災警報器を設置していただくことはとても大切なことですし、せっかく付けていただいているのに、正常に機能しなかったなどということがないように、わかりやすく市民の方に周知していただきたいと思っています。

火災による犠牲者を一人でも減らし、尊い命と財産を自分たちで守っていけるよう、今一度、住宅用火災警報器に対する正しい知識や維持管理、啓発活動に全力を挙げて取り組んでいただきますよう要望しまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（山崎菊雄君） 以上をもって一般質問を終結いたします。

これをもちまして、本日の会議に付された案件はすべて終わりました。

閉会に際し、管理者からのあいさつをお受けします。竹内管理者。

○管理者（竹内脩君） 閉会にあたりまして、一言お礼のごあいさつを申し上げます。

年末、ことのほかお忙しい中、各案件につきまして慎重にご審議いただき、いずれもご認定・ご可決いただきましたことに厚くお礼申し上げます。

本日いただきましたご意見につきましては、今後の消防行政に反映していきたいと考えていますので、よろしく願いいたします。

枚方・寝屋川両市の市民の皆様には健やかな新年を迎えていただけるよう、本消防組合としても職員一人ひとりが一層気を引き締め、年末年始の業務にあたってまいり所存です。

なお、新春恒例の消防出初式につきましては、1月12日日曜日午前10時から、寝屋川市太間地先 淀川河川公園において、寝屋川市・枚方市の各消防団と消防組合の合同で実施する予定です。

寒さ誠に厳しい折ではございますが、議員の皆様には是非ご臨席いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上、誠に簡単でございますが、閉会にあたりましてのお礼のごあいさつとさせて

いただきます。

本日はありがとうございました。

○議長（山崎菊雄君） 管理者のあいさつが終わりました。

それでは閉会にあたりまして、私からも一言ごあいさつを申し上げます。議員の皆様には、年末、何かとご多忙中にもかかわらず、ご出席賜りありがとうございます。ありがとうございました。

また、この1年間、消防組合議会の運営などにご協力、ご支援を賜りまして、重ねてお礼を申し上げます。

本年も残りわずかとなりました。皆様方におかれましては、つつがなく新年を迎えられますよう高い席からではございますが、ご祈念を申し上げまして、本日の会議の閉会にあたりましてのごあいさつとさせていただきます。

どうもありがとうございました。

（午前11時00分 閉会）

前記会議の顛末を記録し、その相違なき事を記するためここに署名する。

平成25年12月24日

枚方寝屋川消防組合議会

議 長 山 崎 菊 雄

枚方寝屋川消防組合議会

議 員 野 村 生 代

枚方寝屋川消防組合議会

議 員 宮 本 正 一